次期「しまね教育ビジョン21」について (骨子案)

計画の策定について	Р
次期「しまね教育ビジョン21」策定にあたっての基本的考え方(計画 策定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間、計画の構成、計画の推進) について表したもの。	
教育を取り巻く情勢	Р
今後の社会の変化が本県教育に及ぼす影響等について、「少子化のさらなる進行」「雇用環境の変容」「家庭・地域社会の変容」「国際化・情報化の進展」の視点で表したもの。	
本県教育の現状と課題	Р
「学力・学習習慣」「規範意識・社会性」「いじめ・不登校」「生活習慣」「体力・運動能力」など、学校教育を中心に県教育委員会が所管する事項の主な項目ごとに、本県教育の現状と課題を表したもの。	
本県が目指すべき教育の姿	P
本県が目指すべき教育の根本的考えとなる「基本理念」と、基本理念 を実現するために達成を目指す3つの「基本目標」について表したも の。	
施策と具体的な取組	P
本県が目指すべき「基本目標」を達成するために実行する「明日の島根を創る学力の育成」「豊かな心と健やかな体の育成」「一人一人の人権が尊重される教育の推進」「信頼される学校づくりの推進」「生涯にわたり豊かに生きる教育の推進」の5つの施策と、施策を構成す	
	次期「しまね教育ビジョン21」策定にあたっての基本的考え方(計画 策定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間、計画の構成、計画の推進) について表したもの。 教育を取り巻く情勢 今後の社会の変化が本県教育に及ぼす影響等について、「少子化のさ らなる進行」「雇用環境の変容」「家庭・地域社会の変容」「国際化・ 情報化の進展」の視点で表したもの。 本県教育の現状と課題 「学力・学習習慣」「規範意識・社会性」「いじめ・不登校」「生活習 慣」「体力・運動能力」など、学校教育を中心に県教育委員会が所管 する事項の主な項目ごとに、本県教育の現状と課題を表したもの。 本県が目指すべき教育の姿 本県が目指すべき教育の姿 本県が目指すべき教育のとは達成を目指する「基本理念」と、基本理念 を実現するために達成を目指するの「基本目標」について表したも の。 施策と具体的な取組 本県が目指すべき「基本目標」を達成するために実行する「明日の島 根を創る学力の育成」「豊かな心と健やかな体の育成」「一人一人の

〔別紙2〕

図式化して表したもの。

次期ビジョン (案) に定める基本理念、基本目標を目指して、就学前から高等学校までの教育をキャリア教育の視点で整理し、各発達段階での目標・家庭のかかわり・健康づくりなどを示したしまねの教育構想を表したもの。

ビジョンと次期ビジョン (案) を比較対照できるよう、双方の体系を

I 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

島根県教育委員会は、平成16年3月に、平成16年度から平成25年度までの10年間を計画期間とする「しまね教育ビジョン21(以下「ビジョン」という。)」を策定し、このビジョンに基づき、本県教育を推進してきた。

このたび、ビジョンの計画期間が平成25年度末に終了することから、本県教育を取り巻く今日的な課題に対応した、今後の本県教育の基本理念や施策の方向性を明らかにするため、「第2期しまね教育ビジョン21(以下「第2期ビジョン」という。)」を策定する。

2 計画の位置付け

第2期ビジョンは、教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられるものとする。

また、第2期ビジョンは、本県が策定する「島根総合発展計画」などの各計画との整合を図る。

なお、第2期ビジョンは、高等教育(大学、短期大学等での教育)を除いて私立学校を 含む学校教育、家庭教育、社会教育、スポーツ及び文化財に関する施策を計画の範囲とす る。

3 計画の期間

第2期ビジョンの計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とする。

4 計画の構成

第2期ビジョンは、次の三部構成とする。

- (1) 計画策定の基本的考え方
- (2) 本県が目指すべき教育の基本理念と、これを実現するために掲げる基本目標
- (3) 基本目標を達成するための施策と、施策を構成する具体的な取組

5 計画の推進

第2期ビジョンを着実に推進するために、下記の取組を行う。

- (1) 計画の周知と県民の意見の把握
- (2) 教育に関わる多様な主体との連携・協力
- (3) 計画の進捗状況の点検・評価と計画の見直し

Ⅱ 教育を取り巻く情勢

今後5年間の社会の変化を「少子化のさらなる進行」、「雇用環境の変容」、「社会・家庭・価値観の変容」、「国際化・情報化の進展」を主な視点として、過去の動きや今後の予測に基づき本県教育に及ぼす影響等を次のように考える。

1 少子化のさらなる進行

- ○平成32年の島根県の人口は、約65.5万人。平成22年と比較して約6.2万人の減少(約8.6%の減)と推計。(国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」)
- ○15歳未満人口は、約7.7万人。平成22年と比較して約1.5万人の減少(約<u>16.3</u>17.1%の減) と推計。15歳未満人口は、全体人口の減少率を上回って減少。<u>地域別では、県東部は県全体と比較して減少の割合が小さく、県西部、隠岐は県全体と比較して減少の割合が大きいと推計。(県東部:約15.4%の減、県西部:約20.7%の減、隠岐:約25.8%の減)〔追加:少子化の進行が、県内一律ではなく地域別に異なる状況を示すため。〕</u>
- ○一世帯当たりの人数も減少。今後も、核家族化が一層進展。

(課題)

- ○今後、地域の活力の低下が進み、とりわけ次世代を支える担い手の確保が大きな課題。
- ○地域社会の過疎化や学校規模の縮小に伴い、子ども同士の交流(切磋琢磨)の場が一層減少。
- ○保護者の過保護、過干渉が増加。子どもの社会性が更に低下する懸念。

2 雇用環境の変容

- ○非正規職員の採用が増加。
- ○成果・能力重視の賃金制度を導入するなど、従来の終身雇用・年功序列型の安定的な雇用 慣行が大きく変容。
- ○社会全体が流動化し、一律に答を見いだせない時代へと加速度的に変化。
- ○卒業後3年以内の離職率が高等学校卒で約4割、大学卒で約3割と高い率で推移。

(課題)

- ○自らが情報を整理し、的確に判断を行うための確かな学力を身につけることが必要。
- ○新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」が到来しているにもかかわらず、子どもたちの学習意欲は低い状況。一であるため、○知識基盤こうした社会に対応した学力育成プログラムが必要。「修正:文言を追加するとともに2項目を1項目にまとめて趣旨を適切に表現するため」
- ○学校在籍期間中において学校から社会への円滑な接続の準備が不十分。

3 家庭・地域社会の変容

○都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、経済格差の拡大、価値観やライフスタイルの多様化が進展。社会が、一定の共通項を持つ個の集団から共通項を持たない個の集合体へ変容。

- ○地域社会のつながりが希薄化。互いに支え合う力が低下。個人の孤立化が発生。
- ○子どもたちも個人化。集団での遊びや社会の大人との関わりを通じた交流から、テレビゲームやSNSなどバーチャルな関係、直接顔の見えない交流へと変化。
- ○家庭教育への行政の支援について、有効な手立てを見い出せない状況。

(課題)

- ○子どもたちの社会性や規範意識が低下。コミュニケーション能力が低下。
- ○家庭の教育力が低下。本来家庭で行なわれるべき事柄も学校が担うよう期待<u>する風潮〔追加:文言を追加して趣旨を適切に表現するため〕。</u>家庭の教育力を向上させるための方策、支援を強化することが必要。
- ○学校の教育方針などを保護者に周知する場合でも、従来のやり方では十分伝わらないケースが発生。多様な価値観を持つ保護者に対する情報の伝達方法や、共通認識を持つ方法についても検討が必要。
- ○教育基本法に規定されるとおり保護者は子の教育について第一義的責任を有するが、一方で行政においては家庭教育の自主性を尊重し、教育の内容を押しつけることがないよう留意しながら家庭教育を支援するための施策に取り組むことが必要。

4 国際化・情報化の進展

- ○国際化や情報化が進展。人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化。
- ○子どもたちの生活習慣やコミュニケーションに変化。携帯電話への依存やインターネット 上のいじめなど新たな課題が発生。

(課題)

- ○国際化が進行する社会においては、異文化に対する理解を深めるとともに、自ら住んでいる地域や我が国の自然、歴史及び文化などを学び、日本人としてのアイデンティティなどを培っていく視点が一層重要。
- ○子どもたちが社会との関わりについて学ぶ上で、日本や世界の状況を全体像として捉えながら、本県の状況が日本や世界の状況とどのように関係しているのかを考えることが重要。 〔追加:内向きなふるさとに対する意識ではなく、グローバルな視点を併せ持った上での ふるさとに対する意識を醸成する必要があるため〕
- ○グローバル化への対応とは、単に「英会話」ができるだけでは不十分。文化や社会的背景 が違う人たちと共通言語である英語でコミュニケーションを図りながら、そのなかでリー ダーシップを発揮して物事を成し遂げる力までもが必要。
- ○インターネットや携帯電話などの情報通信技術が進展し、子どもたちの周りには情報が氾濫。情報の真偽を判断し、整理したうえで活用できる力が必要。
- ○子どもたちがインターネットや携帯電話等の情報通信機器の使用に関する正しい認識を持ち、望ましい生活習慣の確立やコミュニケーション能力の向上に取り組むことが必要。

Ⅲ 本県教育の現状と課題

1 学力・学習習慣の状況

〔現状〕

- ○知識・技能を活用する力が不足。
- ○学力分布の上位層が少ない。
- ※全国学力調査・平均正答率の全国順位(H19→H25)…小:28位→44位、中:23位→24位
- ○家庭での学習時間が全国平均と比較して短い。特に、中学生の平日の学習時間が全国平均と比較して短い。
- ○学ぶことの意義や学びと進路とのつながりの理解不足などにより、学習意欲が<u>低</u>を低い 状況 [修正:文言を修正して趣旨を適切に表現するため]。

〔課題〕

- ○学力調査の徹底した分析と一貫した指導が必要。
- ○教員の指導力向上のための研修と指導の一体的な推進が必要。
- ○読書を通して感性を磨き、読解力・表現力・想像力を高めることや学校図書館を活用した調べ学習などの取組が必要。
- ○家庭との連携による学習の習慣化が必要。
- ○学力の向上のために基本的生活習慣を確立するなど、学校・家庭・地域が連携・協力した取組が必要。
- ○就学前から高等学校までの一貫した子どもの学習意欲や学力の向上を図る取組が必要。

2 規範意識・社会性の状況

[現状]

- ○地域の行事に参加する割合は全国と比べて高い。
- ※H25全国学力調査…小:全国63.9%、島根73.1%、中:全国41.6%、島根47.8%
- ○近所の人へあいさつをする割合は全国と比べて高い。
- ※H25全国学力調査…小:全国91.8%、島根95.3%、中:全国87.1%、島根93.7%
- ○ボランティア活動に対する意識が高まってきている。
- ○少人数、同年齢、室内での遊びが増加し、多人数、異年齢、屋外での遊びが減少。
- ○人間関係の範囲が狭く、相手の立場を想像したり、他人と協力する経験が不足。
- ○集団での活動の減少、個人で行動する機会の増加により、自己中心的な行動が増加。
- ○自転車の交通ルールを守らない、お店の中などで場所をわきまえずに集団で騒ぐ、自分 のものと他人のもの、公のものを区別する意識の希薄化、教室の床の上に落ちているも のを拾わない、友人宅の冷蔵庫を勝手に開けて飲み物を出して飲む。
- ○SNS、LINEなどインターネット上における直接顔の見えないコミュニケーション が増加。
- ○地域や大人との多様な関わりが減少し、人に合わせること、ルールを守る経験が不足。
- ○小学校低学年では、あいさつ、「ありがとう」、「ごめんなさい」が言えない子どもが増加。
- ○相手の意見を受け入れたり、自分を表現することが苦手になってきている。
- ○子どもを叱れない大人、保護者が増えている。

[課題]

- ○家庭でのしつけをはじめとする家庭の役割についての親の意識改革が必要。
- ○道徳や総合的な学習の時間、体験活動を取り入れた取組が必要。
- ○集団活動、自然体験、異年齢集団での活動を通じた、多様な人間関係の経験が必要。
- ○あいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的なふるまいを身に付ける取組が必要。
- ○就学前から高等学校までの各段階を通じて、相手の立場に立つ、相手のことを思いやる心

- の育成が必要。
- ○学校・家庭・地域の連携・協力が必要。
- ○ふるまい推進の定着と県民に広く認知してもらうことが必要。

3 いじめ・不登校の状況

[現状]

- ○いじめの認知件数は、全国平均を下回る状況。(H19:全国7.1件、島根4.6件→H23:全国 5.0件、島根2.7件(小・中・高・特別支援:児童生徒1,000人当たり))
- ○いじめがより陰湿になり、周囲から見えにくくなってきている状況。
- ○インターネット上の掲示板、SNSによるいじめが増加するなど、いじめの形態が変化。
- ○いじめをしている側にいじめの自覚がないため、いじめが繰り返される状況。
- ○不登校児童生徒数は、全国平均を上回る状況。(H19:全国12.0人、島根14.5人→H23:全国11.2人、島根14.0人(小・中:児童生徒1,000人当たり))
- ○不登校のきっかけは、友人関係をめぐる問題、無気力、学業の不振などが主な理由。
- ○スクールカウンセラーやクラスサポートティーチャーなど、教育相談の体制づくりが進んできた。

[課題]

- ○各学校において「いじめ防止対策推進法 (H25.9月施行)」に基づくいじめの防止のための対策が必要。
- ○いじめの防止のために、各学校において<u>人権意識を高める教育や〔追加:認識している</u> 課題として書き加える必要があるため〕道徳教育の充実が必要。
- ○アンケートQUなどを活用した現状把握によるいじめの未然防止、早期発見、早期対応 が必要。
- ○児童生徒の情報モラルの育成<u>や保護者に対する啓発〔追加:認識している課題として書き加える必要があるため〕</u>が必要。
- ○インターネット上での不適切な書き込みを検索し、早い段階での対応が必要。
- ○子どもや保護者の悩みや不安を軽減・解消するための相談体制が必要。
- ○不登校児童生徒へ対応するための教職員の資質向上が必要。

4 生活習慣の状況

[現状]

- ○「早寝・早起き・朝ごはん」等、各学校における児童生徒の望ましい生活習慣づくりの 取組が進みつつある。
- ○児童生徒が朝食を毎日食べている割合は全国と比べて髙い状況。
- ※H25全国学力調査…「朝食を毎日食べている」小:全国96.3%、島根97.8%、中:全国93.8%、島根96.5%
- ○児童生徒の睡眠時間(平日)は全国と比べて多い状況。
- ※H25全国学力調査···「6時間未満」小:全国1.7%、島根0.9%、中:全国9.6%、島根5.4 %、「6時間以上7時間未満」小:全国6.5%、島根5.0%、中:全国29.7%、島根23.3%
- ※H25全国学力調査…「7時間以上」小6:全国91.6%、島根93.9%、中3:全国60.6%、 島根71.3% [修正:データの表現方法を修正し、状況をわかりやすく示すため]
- ○学年が上がるにつれて、朝食の欠食や睡眠時間の不足など、生活習慣の改善を図る必要 性が高い傾向。
- ○偏った栄養摂取や不規則な食事など食生活の乱れから、子どもの肥満や生活習慣病の発症が懸念される状況。
- ○スマートフォン等の電子メディアの普及に伴い、電子メディアとの接触が児童生徒の生

活習慣に与える影響が懸念される状況。

〔課題〕

- ○乳幼児期から望ましい生活習慣を身に付けさせることが必要。
- ○未就学児の保護者も含めた働きかけを、関係部署・機関と連携して行うことが必要。
- ○朝食摂取の習慣づくりに合わせ、和食など栄養バランスの整った食事摂取の働きかけ<u>な</u> <u>ど食育の一層の充実〔追加:文言を書き加えて趣旨をわかりやすく表現するため〕</u>が必 要。
- ○電子メディアとの接触について、児童生徒が自ら使用する時間を<u>保護者と約束したり自ら「修正:子どもの発達段階に応じて保護者が関わる場合についても示すため」</u>決めるなど、上手に関わっていける力を身に付けさせることが必要。

5 体力・運動能力の状況

〔現状〕

- ○子どもの体力や基礎的な運動能力は、緩やかな回復傾向にある。
- ○子どもたちに外遊びや集団遊びの様々な動きやスキルが十分に身に付いていない状況。
- ○本県の子どもの体力値は、親世代(本県の体力ピーク時の昭和61年度)と比較すると低い状況。
- ○特に、女子の運動離れや運動習慣の二極化の傾向。

〔課題〕

- ○子どもたちの外遊びや集団遊びの重要性を啓発することが必要。
- ○未就学児が幼児期に必要な多様な動き、基本動作を身に付けることができるように体を 動かす取組が必要。
- ○運動意欲の向上を目指した授業の充実と運動プログラム等の実践などにより、学校での 子どもの体力向上の取組が必要。

6 情報化の状況

〔現状〕

- ○情報化の進展により、子どもがインターネットに触れる機会が増加。
- ○インターネット上の掲示板、SNSへの書き込みによる誹謗中傷やいじめ、インターネットを介した個人情報の流出や犯罪などが社会問題化。
- ○ICTを活用して誰でも膨大な情報を収集することが可能。
- ○膨大な情報に触れる機会の増加により、真偽不明の情報が存在。
- ○教員のICT活用指導力の状況は全国と比較して低い。「授業中にICTを活用して指導する能力(全校種)…60.6%:44位」(文部科学省「平成24年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」)

〔課題〕

- ○インターネットの利便性と危険性を踏まえ、インターネットとの正しい関わり方を身に 付けることが必要。
- ○インターネット上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害等 の情報モラルの指導が必要。
- ○ICTを調べ学習など多様な学習の手段として活用することが必要。
- ○情報の取捨選択、情報の編集、表現、発信など、情報活用能力の育成が必要。
- ○教員のICTの活用や情報活用能力に関する指導力向上が必要。

7 国際化の状況

[現状]

- ○グローバル化が加速する社会において、異文化と触れ合い、外国人とコミュニケーション を図る機会が増加。
- ○小学校の新学習指導要領(H23年度全面実施)により、小学校において外国語活動を導入。 「課題〕
- ○異文化への理解、外国人とのコミュニケーション能力の育成が必要。
- ○異文化への理解や外国人とのコミュニケーションを行う上で、国や郷土に対する深い理解、 ふるさとへの愛着と誇りを基盤とすることが必要。
- ○地域の実態、魅力や課題を理解し、ふるさとへの愛着と誇り、ふるさとへ貢献しようとする意欲の育成が必要。
- ○小学校における外国語活動を行う教員の語学力の向上が必要。

8 特別支援教育の状況

〔現状〕

- ○自閉症・情緒障がい、知的障がいなどの障がい種別で特別支援教育の対象となる児童生 徒数が増加傾向。
- ○<u>小・中学校の通常の学級や高等学校に在籍する発達障がい等の特別な支援が必要な児童</u> 生徒数が増加傾向。〔追加:認識している現状として書き加える必要があるため〕
- ○各学校における校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名など、特別な 支援の必要な児童生徒に対する支援体制整備が進展。
- ○特別支援学校高等部の卒業生が社会的・職業的に自立できるよう、関係機関と連携した 進路開拓や進路指導の取組が進展。
- ○特別支援学校のセンター的機能の活用が進展。

〔課題〕

- ○障がいのある乳幼児等(幼稚園・保育所に通う乳幼児等)に対する早期支援が必要。
- ○小・中学校の通常の学級や〔追加:高等学校だけでなく、小・中学校の通常の学級についても課題として書き加える必要があるため〕高等学校における発達障がい等のある生徒への支援が必要。
- ○特別支援学校高等部の生徒や高等学校に在籍する発達障がい等の特別な支援が必要な生 徒の卒業後における社会的・職業的自立をより一層進めるため、引き続き支援すること が必要。〔追加:認識している課題として書き加える必要があるため〕
- ○障がいの多様化に対応するための教職員の専門性向上が必要。

9 人権教育の状況

[現状]

- ○各学校を中心に、子どもの発達の段階に応じた人権・同和教育の体制づくりが進展。
- ○いじめへの対応や特別な支援を必要とする子どもへの対応など、学校教育現場が直面する課題が**多**様化。

〔課題〕

- ○子どもたち一人一人の学ぶ権利が保障される学校づくりが必要。
- ○子どもたちが様々な人権課題について理解を深め、解決に向けて主体的に取り組むこと ができる実践力を育むことが必要。
- ○人権・同和教育に関する教職員の校内研修の取組は進んでいるが、教職員が進路保障の 理念を十分認識して、実践につなげることが必要。

10 教員、学校経営等の状況

[現状]

- ○個々の教員は概して真面目、熱心で一生懸命。
- ○教員の高齢化が進行し、多数の教員が退職間近。
- ○教員の多忙感が増している。子どもと関わる時間の確保を求める声が多い。
- ○保護者の権利意識の高まり、情報公開の要請、経済状況の変化など学校を取り巻く環境は大きく変化。それに伴い従来に比べ緊張を伴う業務が増加。

[課題]

- ○若年層へのスキル伝達が急務。また、次世代の管理職養成<u>やミドルリーダー養成〔追加:管理職養成だけでなくミドルリーダー養成についても課題として書き加える必要があるため〕</u>も急務。
- ○学校の教育方針・生徒指導方針・危機管理対応などの学校の運営方針について保護者や地域 社会と情報共有が必要。
- ○校長、教頭の役割はますます重要になる。管理職の資質を高めるとともに管理職が相談できる仕組みの構築も必要。
- ○学校種間の情報共有など一層の連携強化を図ることが必要。

11 幼保小中高連携の状況

[現状]

- ○幼稚園、保育所から小学校への移行において、授業中に座っていられない、集団行動がとれないなど、子どもが学習や環境に適応しにくい「小1プロブレム」といわれる状況が存在。
- ○小学校から中学校への移行において、子どもが環境の変化に対応できず、不登校や問題行動等が増加する「中1ギャップ」といわれる状況が存在。
- ○中学校から高等学校への移行後において、目的意識の希薄さ等に起因する学校や学業への不 適応による中途退学者が存在。
- ○校種間での教員の交流や合同研修会など、学習指導の連携が進んできている状況。 〔課題〕
- ○各移行期におけるギャップやつまづきをなくすために、公開授業等による校種間の教員の交流を進め、教科等についての相互理解をさらに深めることが必要。
- ○いじめなどの問題行動や不登校の未然防止に向けて、幼保小中高間の情報共有等が必要。
- ○特別な支援を必要とする子どもに適切な指導・支援を継続的に一貫して行うため、幼保小中 高間の情報共有等が必要。
- ○将来、子どもが自立して生きるための力を育むため、就学前から高等学校までを通して、学力の向上、社会性の育成等を連続、一貫して行うことが必要。

12 青少年の未就労・未就学の状況

[現状]

○中学・高校の卒業生のうち、毎年度一定数の青少年は進路が確定せず、未就労・未就学の ままである。また、高校へ進学したものの中途退学する者や、就職しても離職する者もお り、県全体としての状況について実態を十分に把握できていない。

≪平成24年度の調査≫

- ・高校卒業時の進路未定者:県立高校(全日制・定時制)⇒4,994人中、27人(0.5%) 私立高校⇒1,306人中、15人(1.1%)
- ・県内高校中途退学者(県立全日制・定時制+私立):6,433人中、238人(3.6%)
- ○教育、福祉、雇用等の各分野で様々な取組を行っているが、連携が充分に図られていない 部分もある。

[課題]

○<u>教育、福祉、雇用等の各分野で様々な取組を行っているが、連携が充分に図られていない</u> 部分もあるため、[修正:「課題」の中に一体的に記述していた文言のうち、「現状」に該 <u>当する文言を抜き出して移行するため</u>]今後は未就労・未就学の全体像をつかむとともに、 各部署の連携を強めながら総合的な取組を進めていくことが必要。

○それぞれの分野で支援に携わる人がより有効な支援ができるように、スキルアップの機会 を設けることが必要。

13 社会教育の状況

[現状]

- ○ボランティア活動へ参加する割合が全国と比べて高い状況。
- ※H23社会生活基本調査「ボランティア活動の年間行動者率(10歳以上)」…全国26.3%、 島根34.8%
- ○多数のボランティアがふるさと教育を支えている状況。
- ※「ふるさと教育に関わるボランティア等の実人数(H24島根県教育委員会調べ)」…小: 9,933人(1校当たり約44人)、中:2,398人(1校当たり約24人)
- ○社会教育研修センターにおいて、地域での学習活動の推進役や学習活動を調整するコー ディネーターの養成等を実施。
- ○社会教育施設や青少年教育施設の機能を高めるため、職員の資質向上の取組を実施。
- ○大学や専門学校などの学生や就労している青少年の活力を、地域の活性化につなげてい く仕組みが十分でない。

〔課題〕

- ○県民一人一人が生涯にわたる学習活動を通じて自己実現を目指すとともに、その成果を 社会生活に活かしながら地域社会への主体的な参画を支援することが必要。
- ○青少年が地域づくり活動やボランティア活動などに積極的に参加することができる仕組 みづくりが必要。

14 スポーツ活動の状況

[現状]

- ○H24県政世論調査の結果によると、健康づくりや余暇時間の活用のための運動やスポーツの取組について、「取り組んでいる」は36.7%、「今は取り組んでいないが、取り組みたいと考えている」は43.5%、「関心がない」は17.9%となっている。
- ○県民一人一人が健康で豊かな生活を営むには、生涯にわたり地域においてスポーツ活動 に親しむことができることが有効。
- ○少子化や過疎化の影響により、スポーツの競技人口の減少が見られ、優秀な競技者の発掘・育成が困難な状況。
- ※国民体育大会派遣選手数(H16年度→H24年度)… 400人→289人

〔課題〕

- ○今後、運動やスポーツに取り組みたいと考えている人にスポーツ活動に参加できるよう に働きかけることが必要。
- ○運動やスポーツに参加できる仕組みづくりや各レベルにあった環境づくりが必要。〔追加: 認識している課題として書き加える必要があるため〕
- ○高齢者や障がい者がスポーツ・レクリエーション活動を楽しむ機会を増やすことが必要。
- ○スポーツの競技人口のすそ野を広げることが必要。

15 文化財の状況

〔現状〕

○本県には、全国に誇りうる古代文化を中心とした歴史・文化が豊富に伝承され、数多く の文化財が存在し、石見銀山遺跡は世界文化遺産に登録されている。 ※国・県指定文化財 (H25.8.7現在) … 国指定:212件、県指定:364件 [課題]

- ○文化財の適切な保存・継承と活用のために、文化財の修理、整備が必要。
- ○本県の歴史・文化の魅力を全国に情報発信することが必要。
- ○本県の特色ある歴史・文化について、さらなる調査・研究が必要。
- ○古代出雲歴史博物館において、より分かりやすい展示・紹介が必要。
- ○石見銀山遺跡の世界遺産としての価値をより高めることが必要。

Ⅳ 本県が目指すべき教育の姿

1 基本理念

※基本理念は「本県が目指すべき教育の根本となる考え」。

「生きる喜び、学ぶ楽しさを通して、一人一人の可能性を開花させ、ふるさとを愛し、 社会の一員として自立して生きていくことができる人を学校、家庭、地域が連携して育む」

〔趣旨〕

- ○「生きる喜び」「学ぶ楽しさ」を通じてこそ、よりよく成長できること。
- ○教育に関わる全ての大人と子どもが互いに人権を尊重する基盤のうえで、子ども一人一人に深く目を向け、将来をたくましく切り拓いていく力を育む必要があること。
- ○教育の目的は、個人の可能性を伸ばす「私」の面と、よりよい社会の形成者を育成する「公共」の面、二つあること。特に、社会との関わりが希薄となっている現在にあっては、よりよい社会づくりに積極的に参画する「公共」の面を重視し、規範意識の向上等に取り組む必要があること。
- ○島根で育ったこと、島根で暮らしたことに喜びを感じ、島根を愛し、誇りに思い、ふる さとに貢献しようとする心が、グローバル化の進展など、変化の激しいこれからの社会 を生きる上での基盤となること。
- ○学校、家庭、地域総がかりで島根の教育を進める必要があること。

2 基本目標

※基本目標は「基本理念を実現するために達成を目指す状態を表すもの」。

(1) 知・徳・体が調和し、夢や希望の実現を目指す自立した人を育てます

[趣旨]

- ○一人一人が多様な個性・能力を開花させ、豊かな人生を送ることができるようにする ためには、社会の一員として自立して生きていくことが必要。
- ○社会の一員として自立して生きていくためには、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」の育成が必要。
- ○「知」: 基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体 的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成。
- ○「徳」: 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などを 育成。
- ○「体」: たくましく生きるための健康や体力の育成。
- ○知・徳・体のバランスの取れた力を基に、生涯を通じて自らの生き方について考え、 夢や希望を持ち、その実現に向かって努力し、自らの能力を最大限に伸ばして生きる 人を育成する。
- (2) 社会に貢献する心を持ち、地域づくりに主体的に関わる人を育てます

[趣旨]

- ○社会のつながりが希薄化してきている中で、一人一人が社会の一員としての自覚を持ち、互いに支え合い、協力し合うことが必要。
- ○一人一人が社会の問題を自分自身の問題として考え、社会の形成のために積極的に行動することが必要。
- ○社会の形成者として、「公共の精神」(社会全体の利益のために尽くす精神)を尊重し、 地域づくりに主体的に参画し、その発展に寄与することができる人を育成する。
- (3) ふるさとへの愛着と誇りを基盤に、グローバルな視点を持つ人を育てます

[趣旨]

- ○グローバル化が進展する中で、自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは 異なる歴史や文化に立脚する人々と共生していくことが必要。
- ○異なる歴史や文化に立脚する人々と理解しあうためには、自らの国や地域の伝統や文化について理解を深めることが必要。
- ○子どもたちが社会との関わりについて学ぶ上で、日本や世界の状況を全体像として捉えながら、本県の状況が日本や世界の状況とどのように関係しているのかを考えることが必要。〔追加:内向きなふるさとに対する意識ではなく、グローバルな視点を併せ持った上でのふるさとに対する意識を醸成する必要があるため〕
- ○ふるさとの伝統や文化についての理解を深め、ふるさとへの愛着と誇り、ふるさとへ 貢献しようとする心を育むとともに、他国の伝統や文化を尊重し、国際社会の一員と して、その発展に寄与しようとする意識や態度を身に付けた人を育成する。

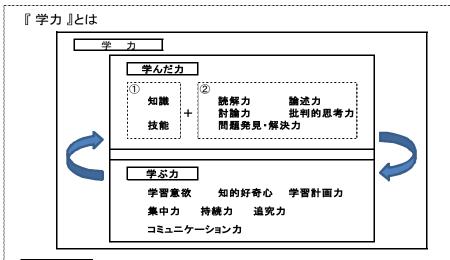
V 施策と具体的な取組

1 施策

※施策は「基本目標を達成するために実行する手段・方法を表すもの」。

(1) 明日の島根を創る学力の育成

- ○学習意欲・学力の育成
- ○基礎的・基本的な知識・技能の習得と定着
- ○知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成
- ○学ぶ目的や進路の実現を意識することによる学習意欲の向上
- ○家庭における自発的な学習の習慣化
- ○ふるさとへの愛着、誇り、ふるさとへ貢献しようとする心の育成
- ○異文化に対する理解、グローバルな視点での行動意欲の育成
- ○ⅠCT、学校図書館を活用した情報活用能力の育成
- ○ものづくり活動の推進
- ○子どもたち一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進
- ○離島・中山間地域の教育力の確保
- ○私立学校が建学の精神に基づき展開する教育の支援
- ○学びを支える教育環境の整備
- ○幼児教育の充実[追加:就学前から高等学校段階までの一貫した取組を提案しているが、 幼児教育の部分が欠落していたため]



学んだカ

①が狭義の学力として従来より語られている部分であり、目に見えて測定しやすい部分である。 一方、②の部分は、測定しにくい部分であるが、①の部分を活用する力として、激しい社会の変化に対応して、主体的に生きていくために強く求められる力である。

学ぶカ

測定することは難しいが、学んで得た知識、技術だけで社会を生き抜くことは難しく、自ら主体的に学び続ける基となる力として大切な力である。

現在、国が身につけさせたい力としては、知識・技能だけではなく、これらの力を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力としている。身につけさせたい力を『学力』ととらえるとすると、本県では従来の狭義の学力だけではなく、「学んだ力」、「学ぶ力」をあわせて『学力』ととらえることとする。

「学ぶ力」を身につけさせることで「学んだ力」を向上させ、その結果として新たな「学ぶ力」を生むという循環を連続していくことで、これからの21世紀社会に積極的に関わり、主体的に生き抜いていく力を育てていく。

そのために、基盤となる基礎体験、学習習慣及び体力・生活習慣を含めた健康づくりを家庭、地域社会と共同して整えるとともに、学校において子どもたちに質の高い教育を保障するために『学力』向上に取り組んでいく。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

- ○あいさつ、時間遵守、マナーなどのふるまいの向上による規範意識、社会性の育成
- ○体験活動、集団行動を通じた人間関係を築く力の育成
- ○社会と自己との関わりの理解による自尊感情、他者への思いやりの心の育成
- ○読書習慣の確立と学校図書館の活用
- ○感性を養う文化活動の活性化
- ○いじめ・不登校に対する取組の充実
- ○インターネット上のルールやマナーなどの情報モラルの向上
- ○たくましく生きるための健康づくりの推進

(3) 一人一人の人権が尊重される教育の推進

- ○子どもたちの学ぶ権利、進路保障の取組の推進
- ○教職員一人一人の人権尊重の意識を高め、実践につなげる取組の推進
- ○子どもたちが互いの人権を尊重し、様々な人権課題への理解を深める取組の推進

(4) 信頼される学校づくりの推進

- ○学校教育の充実に向けた教員の資質・能力の向上
- ○教員の資質・能力を最大限に引き出す学校マネジメントの確立
- ○学校マネジメントに対する管理職の意識改革
- ○学校経営計画 (スクールプラン) の公表
- ○全教員を対象とした若年期からの計画的なマネジメント能力の育成
- ○安全・安心な教育環境の整備
- ○学校教育を支える家庭・地域と学校との連携・協力

(5) 生涯にわたり豊かに生きる教育の推進

- ○一人一人の人権が大切にされる地域づくりのための基盤整備
- ○県民の生涯にわたる学習活動の支援
- ○県民の地域への主体的な参画を支援する社会教育の推進
- ○県民の生涯にわたるスポーツ活動の推進
- ○県民に感動と一体感を与える競技スポーツの推進
- ○本県固有の歴史・文化の保存・継承と活用

就学前から高等学校段階までの一貫した取組 「自立を目指すしまねの子ども教育(仮称)」について(素案)

- ○本県が目指すべき教育の姿(基本理念、基本目標)を達成するために取り組む5つの 施策については、学校教育をはじめとして子どもから大人までを対象とした本県が取 り組む教育施策全体を網羅的に示したものです。
- ○第2期ビジョンにおいては、これらの教育施策全体の中で特に重視する取組として、 就学前から高等学校段階までの一貫した取組を、「自立を目指すしまねの子ども教育 (仮称)」として再整理しています。
- ○この「自立を目指すしまねの子ども教育(仮称)」は、基本理念、基本目標を目指して、就学前から高等学校までの教育を「キャリア教育の視点(※)」で整理し、各発達段階での目標・家庭のかかわり・健康づくりなどを示したものです。
- ※キャリア教育の視点 … 「将来、社会で自立して生きるための力を、社会との繋が りを意識しながら育むという視点」

〔追加:第2期ビジョンにおいて、基本理念、基本目標との関係で、「自立を目指すしま ねの子ども教育(仮称)」がどのような位置付けであるかを整理して示すことが必要であ るため〕

〇自立を目指すしまねの子ども教育 (仮称)

・目的 :「社会的自立・職業的自立」、「ふるさとへの貢献」

・目標 :「学力の育成」、「社会性の育成」、「ふるさと意識の醸成」

・手法 : 就学前から高等学校まで連続・一体化した方針の下、それぞれの時期毎に

目標を明示し、学校・家庭・地域等が連携して教育に取り組む

1. 自立を目指すしまねの子ども教育(仮称)の趣旨

- ○島根県の現状や子ども達の実態等から、島根の子ども達に特に身につけてもらいたい こととして「社会的自立・職業的自立」と「ふるさとへの貢献」の二つを選びました。
- ○そして、それを身につけるための要素として「**学力」、「社会性」、「ふるさと意識」** が必要と考え、これらを育成する方策全般を「自立を目指すしまねの子ども教育(仮 称)」と名付け、今後、特に力を入れて取り組むこととしました。
- ○就学前から高等学校までは、子ども達が心身ともに大きく成長し、人としての基本を 形成する最も大切な時期です。就学前から高等学校段階まで連続・一体化した方針の 下、それぞれの時期毎に目標を明示したうえで、学校・家庭・地域等が連携して対応 することがより一層、教育効果を高めると考えます。
- 2. 自立を目指すしまねの子ども教育(仮称)の概要 … 別紙参照

3.「学力」「社会性」「ふるさと意識」について

①学力の育成

- ・新しい知識、情報、技術が政治、経済、文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の 基盤として飛躍的に重要性を増す知識基盤社会の到来
- ・このような社会を生きるためには、一定の「学力」が必要
- ○島根県の児童生徒の学力の状況は、学力上位層が少ないなど大きな課題を抱えている。
- ○学力の育成を図ることが喫緊の課題である。

②社会性の育成

- ・集団の遊びや大人と関わりを持つ交流の減少とSNSなど顔の見えない交流の増加
- ・家庭の教育力低下に伴う生活習慣の乱れ
- ・子どもたちの規範意識や意欲の低下、一方でボランティア活動への参加者増
- ○子どもたちが、将来、社会で生きていくために社会性が必要なことは自明で、社会性 や社会に貢献する気持ちを育むことは非常に重要です。
- ○職場見学、職場体験やインターンシップなどを通して、子どもたちが自らの将来について意識し、考える取組を早期から行うことが重要です。〔追加:自立につながる早期からの教育活動が重要であることを示すため〕
- ○子ども達の社会性は、学校等での集団生活など日常的な教育活動を通じて育むことが 大切ですが、それ以上に家庭における取り組みが重要であると考えます。

③ふるさと意識の醸成

- ・本県では、進学・就職に伴い高校卒業後3,500人程度が県外に流出(H25)
- ・将来にわたって地域の活力低下につながる懸念
- ・公立小学校、中学校全校でふるさと教育を実施
- ○ふるさと教育の基盤の上に、ふるさとの課題の抽出・解決策の立案などふるさと教育 をさらに深化させ、ふるさとを愛し、誇りに思い、ふるさとに貢献しようとする意欲 を育てたい。
- ○県内に残った人も、県外に出た人も、共に多様な場面、多様な形で、県内はもとより 世界からふるさとに活力を与えてくれることを期待したい。
- ○子どもたちが社会との関わりについて学ぶ上で、日本や世界の状況を全体像として捉えながら、本県の状況が日本や世界の状況とどのように関係しているのかを考えることが必要です。〔追加:内向きなふるさとに対する意識ではなく、グローバルな視点を併せ持った上でのふるさとに対する意識を醸成する必要があるため〕

2 具体的な取組

※具体的な取組は「施策を構成する具体的な取組」。

以下は、具体的な取組の例示として記載する。

(1) 明日の島根を創る学力の育成

①学力の育成

- ○児童生徒の学習意欲を高め、学習習慣(学習時間確保)を確立する取り組み
 - ・異学年や同学年での教え合いによる「学び」の大切さやおもしろさに気付く取組の 強化
 - ・卒業生等を活用した「学び」の重要性や有用性を訴える取組の推進
 - ・プリント配信システム等の活用により適度な負荷となる宿題(家庭学習)の継続的実施
 - ・家庭と連動した授業プログラムの実施 (授業内容を進捗にあわせ保護者と共有し、その日の振り返りに保護者を巻き込む など保護者と協同して児童生徒に対応する方策など)
- ○教員の指導力向上と指導体制の整備
 - ・学力調査結果の徹底分析による教員の指導力向上策への反映、児童生徒一人ひとり への適切な指導の実施
 - ・TT、習熟度別編成、少人数学級など
 - ・指導主事等による学校訪問指導等の指導システムの見直し
 - ・ニーズに応えられる研修内容や手法の見直し
 - ・管理職による授業指導の徹底
 - ・校内研修の活性化とそれを可能にする学校運営
 - ・自主研究組織の活性化
- ○指導プランの策定と確実な実行
 - ・管理職のリーダーシップの下、学校全体の指導プランの策定と全教員による共有
 - ・学力の基盤として言語活動の充実を重視
 - ・基礎、基本的な知識技能の習得を重視
- ○良好な学校環境、学級づくり(学びやすい学校、学級づくり)
 - ・全教職員、保護者、地域での学校経営ビジョンの共有
 - ・アンケートQU等の活用による学級の見える化
 - ・管理職のリーダシップのもと徹底した業務改善による教員の多忙感の解消
- ○小中高の連携強化
 - ・学校種終了時毎の学習目標の明確化
 - ・教員の相互乗り入れによる状態把握及び他校種理解の促進
 - ・生徒一人ひとりの状態について進学校への十分な情報伝達
- ○医療従事者等の確保(健康福祉部と連携した取組)
 - ・地域医療をテーマとした授業の実施
 - ・医療現場体験セミナー、一日看護師・助産師体験の実施
 - ・夢実現進学チャレンジセミナーの実施
 - ・学びの力向上チャレンジセミナーの実施

etc

②ふるさと教育の推進

- ○地域の「ひと・もの・こと」を活用した学校教育活動の充実
 - ・幼保小中高を通した発達段階に応じた系統的なふるさと教育の展開
 - ・中学校区での地域の教育資源の共有化
 - ・発達段階に応じて地域の課題の把握と解決策を考える授業の展開
 - ・ふるさと教育の視点による職場見学や職場体験の実施
- ○学校教育活動全体でのふるさと教育の展開
 - ・ふるさと教育の考え方と活用の視点を全教職員で共有
- ○ふるさと教育を推進する支援体制の充実
 - ・地域全体で教育に取り組む体制づくり
- ○医療従事者等の確保 (健康福祉部と連携した取組)
 - ・地域医療をテーマとした授業の実施
 - ・医療現場体験セミナー、一日看護師・助産師体験の実施
 - ・夢実現進学チャレンジセミナーの実施
 - ・学びの力向上チャレンジセミナーの実施

③キャリア教育の推進

- ○学力の向上
 - ・学力の向上…(1)①の再掲
- ○社会性の育成
 - ・心の教育の推進…(2)①に後掲
 - ・読書活動の推進…(2)②に後掲
 - ・学校等での集団活動など日常的な教育活動を通じた社会性の育成
 - ・家庭における社会性の育成
 - ・子どもの体力向上
- ○ふるさと意識の醸成
 - ・ふるさと教育の推進…(1)②の再掲
 - ・県内企業見学、インターンシップ
 - ・職業意識啓発セミナー、メディカルアカデミー
 - ・異文化理解の向上、グローバルな視点の育成
- ○医療従事者等の確保(健康福祉部と連携した取組)
 - ・地域医療をテーマとした授業の実施
 - ・医療現場体験セミナー、一日看護師・助産師体験の実施
 - ・夢実現進学チャレンジセミナーの実施
 - ・学びの力向上チャレンジセミナーの実施
- ○理工系人材の確保(商工労働部と連携した取組)
 - ・理工系学部進学希望者の県内企業理解の促進
- ○高卒県内就職の促進(商工労働部と連携した取組)
 - ・ 就職支援会議の実施
 - ・求人開拓及び高校生の企業理解の促進

etc

④情報教育の推進

- ○学校図書館を活用した情報活用能力の育成
 - ・各学校における司書教諭を中核とした図書館活用教育プログラムの作成と実行

- ○ⅠCTを活用した情報活用能力の育成
 - ・パソコンやタブレット端末等の教育用ICT機器の整備促進
 - 教員の情報活用能力の向上
- ○情報モラル教育の推進
 - ・大量に流通する情報を見極める力の育成
 - ・SNS等の危険性などについて理解を深める取り組みの強化
- ○フィルタリングの普及啓発・実態把握(健康福祉部と連携した取組)

⑤ものづくり活動の推進

- ○技術家庭科等におけるものづくり
 - ・実態のあるものを作り上げる喜びを感じさせる授業の展開
 - ・日本の伝統の技、世界で認められている技術や製品を授業で活用
- ○専門高校における人材の育成
 - ・ものづくりの楽しさを感じる発表の場へ積極的参加(産業教育フェア、ロボコンなど)
 - ・地域の産業の現状や課題を知る場の設定
 - ・専門高校の教員の資質の向上
 - ・創意工夫、研究開発に意欲的な産業人材を育成するための指導の充実

etc

⑥特別支援教育の充実

- ○一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実
 - ・適切な指導・支援の実施
 - ・関係機関等との連携による支援
 - ・「個別の教育支援計画」等を活用した幼保小中高の情報共有による一貫した支援の 実施
- ○社会的・職業的自立の促進
 - ・社会的・職業的自立につながる教育の実施
 - ・卒業後の進路開拓の実施
 - ・特別支援学校高等部生の職業教育の充実
- ○特別支援学校のセンター的機能の充実
 - ・センター的機能を担う教員の専門性向上
 - ・特別支援教育コーディネーターの育成
- ○発達障がいの早期発見と適切な支援 (健康福祉部と連携した取組)
 - ・発達障害者支援センターを設置し、「相談支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修事業」などを実施
- ○保育所と学校教育の連携 (健康福祉部と連携した取組)
 - 幼保小連携の研修の実施
 - ・保育所入所児への特別支援教育

etc

⑦離島・中山間地域の教育力の確保

- ○へき地・複式教育の充実
 - ・へき地における教育の推進
 - ・複式学級の特色を活かした教育の推進
- ○離島・中山間地域における高校

- ・離島・中山間地域の特性を活かした教育の推進
- ・生徒への教育的効果の総合的な検討

⑧就学・就労に向けた支援

- ○中学、高校卒業時の進路未定者や高校の中途退学者に対する支援
 - ・連絡調整員(進路未定者の状況把握や連絡調整を行う教職経験者等)による対応・ 支援
 - ・高校の進路指導部、旧担任等による継続的な相談の受け入れ
- ○関係部局・関係機関との連携による支援
 - ・島根県子ども・若者支援地域協議会(健康福祉部)における情報共有
 - ・地域若者サポートステーション(商工労働部)による就労・自立支援
 - ・NPO法人による就学・就労・自立支援
 - ハローワーク、ジョブカフェ等の就労支援

etc

⑨私立学校への支援

- ○学校法人に対する各種補助、支援
 - ・ 私学助成の実施
 - 私学教育施設の耐震化の推進
 - ・私立学校からの要請に基づく県教委からの助言等の支援
- ○生徒への就学支援
 - ・私立高等学校等が行う授業料の減免に対する支援

etc

⑩幼児教育の充実(健康福祉部と連携した取組)

- ○教員・保育士等の資質向上
 - ・幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対する研修
- ○幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校の連携強化
 - ・各施設、小学校児童の交流
 - ・職員間での情報交換の実施
- ○子ども子育て支援の充実
 - ・子育てに関する相談など保護者に対する様々な支援の実施

etc

<u>〔追加:就学前から高等学校段階までの一貫した取組を提案しているが、幼児教育の部分が欠</u>落していたため〕

(2)豊かな心と健やかな体の育成

- ①心の教育の推進
 - ○道徳教育の推進
 - ・各学校における全体計画、年間指導計画の整備
 - ・郷土資料を生かした道徳教材の研究開発
 - ○道徳教育視点を生かした教育活動の展開
 - ・道徳教育的視点を盛り込んだ様々な体験活動の実施
 - ・教育活動全般に道徳教育的視点を織り込む取り組み
 - ○ふるまい定着の推進
 - ・学校、公民館を中心とした活動の定着

・県民への周知度を高める活動

etc

②読書活動の推進

- ○読書習慣の確立
 - ・学校における朝読書の時間の確保
 - ・子どもと読書をつなぐ活動・機会の充実
 - ・子どもの読書を支える人材の育成
- ○学校図書館の充実と活用の推進
 - ・各学校における司書教諭を中核とした図書館活用教育プログラムの作成と実行
 - ・市町村における学校司書の配置の促進
 - ・司書教諭の配置率の向上(養成などにより司書教諭の増員)
 - ・学校司書等の資質向上

etc

③文化活動の活性化

- ○文化に親しむ機会の確保
 - ・文化に関する多様な学習・体験機会の充実
 - ・本物の芸術文化に親しむ機会の確保
- ○地域社会と連携した文化部活動の推進
 - ・文化部活動の支援

etc

④いじめ・不登校に対する取組の充実

- ○教職員の資質向上
 - ・教職員のいじめや不登校に対応する知識や実践力の向上
- ○組織的な支援体制の充実
 - ・学校が組織的に対応できる支援体制づくりと、校長のリーダーシップの下、的確な 組織的対応の実施
 - ・児童生徒の状況に関する情報の伝達など幼保小中高の連携による支援の実施
- ○教育相談体制の充実
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員の配置
 - ・校内相談窓口の子どもが利用しやすい運用
 - ・いじめなどの電話相談体制の充実
- ○いじめの問題への取組の充実
 - ・いじめの未然防止、早期発見への取組の充実
 - ・SNS等新しい形態のいじめに対応した情報モラル教育の推進
 - ・インターネット上の不適切な書き込み等の定期的な検索と対応
 - ・場合によっては、有識者や弁護士等による専門的な支援
 - 警察と連携した対応(相談・通報)
- ○多様な学びの場や居場所の充実
 - 教育支援センター(適応指導教室)等の運営支援

etc

⑤「生きる力」を支える健康づくり

○未就学児への対応

- ・健康3原則(「適度な運動」「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」)に基づく生活習慣づくりの推進
- ○小学生・中学生への対応
 - ・望ましい生活習慣を基盤とした健康づくりの推進
 - ・学校の課題と生活習慣の関連性の調査・研究
 - ・運動意欲の向上を目指す運動プログラムの開発・普及
 - ・生活習慣の確立を図るための教材等の作成
- ○高校生への対応
 - ・生涯にわたり主体的に取り組む健康づくりの推進
- ○食育の推進(健康福祉部、農林水産部と連携した取組)
 - ・食育推進計画、食育フォーラム、料理コンクールなどの実施

(3) 一人一人の人権が尊重される教育の推進

- ①一人一人の学ぶ権利を保障するための基盤整備
 - ○人権が保障される学校づくりの推進
 - ・関係機関との連携による進路保障の取組
 - ○教職員の実践力を高める研修の充実
 - ・進路保障に係る教職員の実践力を高める研修の実施
 - ○人権意識を高めるための指導の充実
 - ・学校における人権課題に対する理解促進と問題解決に向けた実践力の育成

etc

(4) 信頼される学校づくりの推進

- ①学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立
 - ○学び続ける教員の育成
 - ・指導主事等による学校訪問指導等の指導システムの抜本的見直し
 - ・社会性を育成する研修内容の充実
 - ・効果的な研修となるよう研修内容や、方法の抜本的見直し
 - ・段階的、系統的な学校マネジメント研修の構築
 - ・教員採用方針、育成方針の策定、実施
 - ・校内研修の活性化とそれを可能にする学校運営
 - ・自主研究組織の活性化
 - ○学校マネジメントの確立
 - 管理職の意識改革を図る個別指導の実施
 - ・管理職専用の相談窓口の設置
 - ・管理職に必要な要素に特化した実践的なマネジメント研修の強化
 - ・学校の運営方針全般について保護者や地域と情報共有を図るための「スクールプラン(仮称)」の公表・周知
 - ・隣接校種との接続を踏まえたマネジメントの展開による幼保小中高連携の強化

etc

②安全・安心な教育環境の整備

- ○学校施設・設備の整備
 - ・耐震化・老朽化対策等の推進

- ○学校安全の推進
 - ・生活安全、交通安全、災害安全等の学校安全教育の充実
 - ・学校や地域の危険な箇所の把握
 - ・学校や地域の連携による児童生徒の安全確保体制の充実
 - ・学校での計画的な防災教育、安全教育の推進
- ○危機管理対応
 - ・学校における危機管理対応マニュアル整備と危機事案発生時の実動力の確保
 - ・学校等における危機管理事案発生時の支援体制の充実
- ○子どもの自立支援と安全な環境確保に向けた連携(環境生活部、健康福祉部、警察本部と連携した取組)
 - ・関係機関の相互連絡による、子どもの健全育成、非行の防止及び問題行動等の解決 に向けた連携した取組
- ○学校保健・学校給食における対応
 - ・食物アレルギーに関する正しい知識の普及と対応の充実
 - ・ 学校給食における衛生対策の確保 (健康福祉部と連携した取組)
- ○感染症対策(健康福祉部と連携した取組)
 - ・インフルエンザなどの感染症の状況把握と対応
 - ・麻しん予防接種の啓発、エイズ理解の普及啓発

③学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実

- ○地域全体で子育てに取り組む体制づくりの推進
 - ・地域全体で子どもの育ちを支える学校・地域の連携体制の充実
 - ・子どもの育ちを支える地域の大人の資質向上
 - ・放課後や休日の子どもの居場所づくりの推進
 - ・地域全体で家庭を支える気運の醸成
- ○社会教育主事の専門性を活かした「学社連携・融合」の推進
 - ・社会教育及び「学社連携・融合」の推進
 - ・「学社連携・融合」を推進する教員の養成
 - 社会教育主事の養成・資質向上
- ○小学校児童の放課後対策(健康福祉部と連携した取組)
 - ・「放課後子どもプラン」(放課後子ども教室、放課後児童クラブ) に基づき、研修会 の合同開催などを実施
- ○少子化対策の推進 (健康福祉部と連携した取組)
 - ・家庭の教育力向上、子どもの育ち支援、世代間交流活動支援などを実施

etc

(5) 生涯にわたり豊かに生きる教育の推進

- ①一人一人の人権が大切にされる地域づくりのための基盤整備
 - ○ライフステージに応じた学習機会の提供
 - 地域別研修集会の実施
 - ○地域ぐるみの連携体制の確立
 - 担当者連絡協議会の実施
 - ○地域に根差した指導者の養成
 - 指導者養成講座の開催

②社会教育の振興による生涯学習社会の実現

- ○社会教育研修センターにおける指導者養成機能の充実
 - ・市町村における社会教育指導者の養成・資質向上
 - ・県民の学習を支援するテキストの作成・活用
 - ・社会教育関係者への情報提供・相談対応
- ○公民館活動の充実による「地域力」醸成
 - ・公民館活動活性化の支援
- ○社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実
 - ・社会教育施設(図書館)における学習支援の推進
 - ・公民館等における青少年の体験活動の支援
 - ・青少年教育施設(国立三瓶青少年交流の家、県立青少年の家、県立少年自然の家) における青少年の体験活動の充実
 - ・専門的な人材の配置と資質向上
- ○青少年の人材育成の推進
 - ・公民館等が行う地域づくり活動に青少年を結びつける仕組みづくり
 - ・島根大学、島根県立大学が取り組むソーシャルラーニング(大学が連携し、地域が 求める人材を育成する取組)との連携

etc

③生涯スポーツの推進

- ○生涯スポーツの推進
 - ・スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の提供
 - ・スポーツ活動への参加の働きかけ
 - スポーツ活動を楽しめるきっかけの提供
 - ・健常者と障がい者が一緒にスポーツ活動を楽しめる機会の拡充

etc

④競技スポーツの推進

- ○競技スポーツの推進
 - ・競技人口を増加させる取組の実施
 - ・「する」・「見る」・「支える」スポーツの三者連携の推進
 - ・全国規模の大会に参加する中学生・高校生の競技力向上
 - ・ 運動部活動の指導者の確保・資質向上
 - ・子どもたちがオリンピックを目指す気運の醸成

etc

⑤文化財の保存・継承と活用

- ○文化財の保存・継承
 - ・指定建造物の保存修理経費への助成
 - ・民俗芸能が伝承されるための指導、支援
- ○歴史文化情報の全国発信
 - ・「古代歴史文化賞」により、国民の歴史文化への関心を高め、県民の郷土への愛着と 誇りを深化
 - ・全国唯一の完本『出雲国風土記』の研究成果や魅力を全国に情報発信

- ○歴史文化の調査研究の推進
 - ・本県の豊かな歴史文化の調査研究を継続し、魅力の深化を推進
- ○古代出雲歴史博物館の活用推進
 - ・古代出雲歴史博物館の展示・紹介の充実
 - ・様々な媒体による情報発信や様々な手法の誘客活動により活用を推進
- ○石見銀山遺跡の魅力向上と活用
 - ・石見銀山遺跡の継続的調査の実施
 - ・石見銀山遺跡の保全、整備、活用及び情報発信の推進